



北谷町告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の区域内の字の区域及び名称の変更について別紙のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行地区についてするものであり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、当該施行地区に係る換地処分が公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

令和4年7月25日

北谷町長 渡久地 政志



字の区域及び名称変更図



字浜川

伊平二丁目

字伊平

美浜三丁目

伊平一丁目

字桑江

美浜三丁目

北谷町役場

桑江一丁目

凡 例	
	字界
	区画整理区域
	新町界

